

令和4年1月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和3年12月分)	納付期限	令和4年1月11日(火)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和3年11月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年1月31日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和3年11月30日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和4年1月31日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和4年5月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和4年1月31日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和4年5月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和4年1月31日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

新年明けましておめでとうございます。

撮影した写真のデジタル化

—ますます便利になる確定申告—

ひと昔前のフィルムカメラとは違い、現在はスマートフォン等で撮影した写真をデジタル情報に変換してCD、DVD、BD等に保管することができます。そして、その保管容量の大きさはCDよりDVD、DVDよりBDが大きいということになります。//写真情報のデジタル化を確定申告に応用したものが「スマートフォンによる所得税の確定申告書の提出」です。//

具体的には、源泉徴収票をスマートフォンにより撮影し、自動的にデジタル化された源泉徴収票のデータを基に所得税の確定申告書を作成し提出する方法です。

繰り返しますと、令和3年分確定申告からスマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力できるようになります。

デカルト (1596~1650) フランス

哲学者、数学者、自然学者

デカルトは純粋知性たる人間の精神は延長体として全宇宙を数学的に把握できるとし、徹底した物心二元論の哲学を展開した。「我思う故に我あり」という言葉で、自分自身の存在だけが「直感で信じられる」ということを表現し、それ以外のものは「自分自身の手」で確かめて納得できなければならないものと考えた(方法序説、1637年)。このことから様々な現象を本質的な事象として捉えることとなり、科学の発展が現在の総合的発展をもたらしている。